

- 所有者不明土地特措法の施行後3年経過の見直しに向け、所有者不明土地の円滑な利活用・管理の確保を図るための仕組みの拡充、管理不全土地・低未利用土地の利活用・管理を図るための仕組み等を検討し、本年12月頃にとりまとめ、次期通常国会に必要な法案の提出を目指す。

主な検討事項

1. 所有者不明土地の円滑な利活用を図るための仕組みの拡充

○地域における新たな土地利用ニーズを踏まえた地域福利増進事業(※)の対象事業の拡充

(※)知事の裁定による使用権の設定により所有者不明土地を公共的な事業のために活用可能とする制度

- ・地域の防災・減災に資する備蓄倉庫等の防災関連施設の整備事業の追加
- ・その他地域の福利の増進に資する事業の追加
(例:再生可能エネルギーの地産地消等に資する発電設備や、蓄電池設備等の整備事業)

○地域福利増進事業における使用権の上限期間(10年)の延長

等

2. 管理不全土地の適正管理を図るための仕組み

○管理不全土地について、所有者による適正管理を図るための行政的措置(地方公共団体による指導・勧告・命令・代執行等)を可能とする仕組みの創設

○先般の民法改正により創設された管理不全土地管理命令制度(※)について、地方公共団体等による活用を可能とする特例の創設

(※)管理不全土地について一定の要件の下で、利害関係人の請求により裁判所による管理人の選任を可能とする制度

等

3. 低未利用土地の円滑な利活用を図るための仕組み

○低未利用土地の利用ニーズのマッチング・コーディネートや適正な管理の確保などを目的とする地域ごとの法人や協議会(ランドバンク)に関する制度の創設

- ・法人や協議会について、公的信用力を付与するとともに、土地の利活用情報に精通する主体の参画を確保し活動を促進

等